

メキシコ商標法について

2016年4月19日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

0. はじめに



(外務省 HP・地域別インデックスより引用)

日本とメキシコは2010年に交流400周年を迎えており、日本メキシコ経済連携協定(EPA)に関しては今年で締結されてから11年目となる。日本からメキシコへの企業進出も年々増加しており、それに伴いメキシコ国内での商標登録の必要性も高まっている。

メキシコは多数の経済・知財関連の二国間協定を締結しており、また模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)交渉にも参加していることから、知財制度の国際化を積極的に図っていると推測することが出来る。

メキシコ国内の商標を管轄するのはメキシコ産業財産庁 Mexican Institute of Industrial Property (IMPI)であり、上述したように数多くの知財協定を締結している結果、知財法の内容は先進国のものと比較しても遜色がないものとなっている。

1. 登録できる商標について

(1) 商標とは

メキシコでは、**視認可能な全ての標識**は、十分な識別性を有し、特定の事業者の商品／役務と他の事業者の商品／役務とを識別できる限り、商標としての保護を受けることができる。一方、音や匂い等の視覚で認識できない標識は保護を受けることが出来ない。

・商標の定義：(メキシコ商標法第88条)

商標とは、提供する商品若しくはサービスを市場における同種又は同範疇の他の商品若しくはサービスと区別する**視覚的な標識**をいう。

(2) 保護される商標の種類

- ・ 視覚的な名称及び図形（十分に顕著性を有し、自他識別力を有するもの）
- ・ 立体的形状
- ・ 商標及び会社名称又は企業名称
- ・ 個人の固有名称

その他に、登録可能なものとして以下のものが存在する.....

..... (全 10 ページ)

以上

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。